

市長からのメッセージ「消費者行政の推進について」

近年、幅広い世代への SNS の普及や社会のデジタル化の進展、消費生活におけるグローバル化など、消費者を取り巻く環境の急速な変化に伴い、消費者被害はより一層複雑化・多様化しています。

岡山市においても、SNS をきっかけとした消費者トラブルやインターネット通販における購入トラブルが増加しており、その手口はより巧妙化している状況にあります。こうした中、とりわけトラブルに巻き込まれやすい高齢者や若年層を中心とした被害防止対策が重要となっています。

また、SDGs 達成に向けた取り組みが広がる中、市民一人ひとりが、自らの消費生活に関する行動が社会情勢や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続可能な社会に貢献する「消費者市民社会」の形成も求められています。

岡山市では、平成 21 年度から消費生活センターを設置し、専門の相談員が消費者トラブルの解決に向けた助言や支援を行う消費生活相談体制を整備するとともに、同センターに多く寄せられる相談事例を題材とした消費生活情報「ピチピチ消費生活だより」の発行などによる啓発活動や地域等における消費者教育の担い手の育成・支援に努めています。

また、令和 5 年 3 月に策定した「第 2 次岡山市消費者教育推進計画～未来へつながる消費者教育プラン～」に基づき、小学生から高齢者まで幅広い世代のライフステージに応じた消費者教育や多様な主体と連携した消費者トラブル防止のための啓発活動の推進、人や社会、地域、環境に配慮した「エシカル消費」の普及啓発などに取り組んでいるところです。

今後も引き続き、安全・安心で豊かな消費生活の実現を目指し、自ら選択し、行動する消費者の育成に全力で取り組んでまいります。

市民の皆様には、岡山市の消費者行政の推進に、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 3 月

岡山市長 大森 雅夫